

9. 身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者・知的障害者の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、身体障害者・知的障害者またはその家族からのいろいろな相談に応じ、必要な指導・助言を行います。

《身体障害者相談員》

相談員氏名	連絡先
盛 生 穂	42-4660 (つがる市社会福祉協議会 木造支所)
成 田 佳 政	25-2468 (つがる市社会福祉協議会 柏支所)
岡 本 舞 香	46-3049 (つがる市社会福祉協議会 稲垣支所)
赤 城 幸太郎	26-3836 (つがる市社会福祉協議会 森田支所)
坂 本 豪 世	56-3051 (つがる市社会福祉協議会 車力支所)
成 田 明 子 (聴覚障害相談担当)	shuwa@city.tsugaru.lg.jp

《知的障害者相談員》

相談員氏名	連絡先
奈 良 衛	42-7553 (特定非営利活動法人 あいうえおの会)

10. 点字投票・代理投票等

☆点字投票

視覚障害のある方は点字で投票ができます。

☆代理投票

病気やけが、身体障害などで字を書くことができない方は、投票のときに係員に申し出てください。係員が代理で記載し投票することができます。

☆郵便投票

身体障害者手帳を所持している方の中で、内臓機能の障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害）の程度が1級若しくは3級の方、免疫、肝臓の障害の程度が1～3級の方、あるいは両下肢・体幹・移動機能障害の程度が1級・2級の方は、郵便による不在者投票ができます。

また、郵便投票ができるかたのうち、上肢機能障害もしくは視覚障害の1級を併せ持つ方は、あらかじめ代理人を届け出ること、投票用紙への代理記入を受けていただくことができます。

郵便投票をするには、あらかじめ「郵便投票証明書」が必要です。希望される方は身体障害者手帳を添えて選挙管理委員会に交付請求をしてください。なお、身体障害者手帳の記載内容で該当の等級の判断ができない場合でも、障害が上記の程度に該当することを青森県知事が証明した方は郵便投票ができますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。